

兵庫県告示第128号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年2月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 起業者の名称

高砂市

2 事業の種類

（仮称）高砂市学校給食センター建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県高砂市松陽二丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

（仮称）高砂市学校給食センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号に規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、高砂市が用地を取得し、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場として整備を行うものであり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接事業の用に供する施設」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である高砂市は、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

平成27年度高砂市民満足度調査において中学校給食の未実施が満足度の低い項目となっていることや中学校の保護者から強い要望が出ていることから、平成27年度に策定された第4次高砂市総合計画の後期基本計画において、中学校給食の全校での早期実現が重点施策として位置づけられている。

本件事業は、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号。以下「衛生管理基準」という。）に適合した施設を建設するものであり、本件事業の施行により、衛生管理に配慮した給食の提供を行うことができること等から、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に基づく環境影響評価が義務づけられた事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について起業者が任意に調査したところ、保護のため特別の措置を講ずべき動植物については、本件事業の施行によりその生息環境に及ぼされる環境影響の程度は小さいと判断される。

文化財については、起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も存在していないため、保護に支障を及ぼすことはない。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 起業地の選定について

起業地の選定にあたっては、給食センターとして必要な用地を確保するため、(1)社会的条件：①交通条件／調理後2時間以内に各中学校に給食を配送できること、配送車両の進入等が容易に行える道路があること、幹線道路へのアクセスが良好であること、②環境条件／周囲に嫌悪施設がないこと、(2)技術的条件：電力、上水道の使用が容易であること、土地が平坦で、大規模な盛土造成工事や進入路の設置工事が不要であること、合理的な施設配置のための敷地面積の確保が可能であること、(3)経済的条件：初期経費（用地費、補償費及び工事費）が経済的に優れていること、移転等が必要な支障物件がないこと、以上3つの観点から3案の候補地を選定している。

起業者は、候補地案について比較考量を行い、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、中学校給食の全校での早期実現が急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業により整備する給食センターは、衛生管理基準を基に設計されており、起業地は、給食センターに加え、職員及び来場者が使用する車両並びに配送車の台数を基に算出した駐車場等本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

また、起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

ウ 総合的判断

ア及びイで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

高砂市役所教育部学校教育室学務課